

西栗倉村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

西栗倉村教育委員会

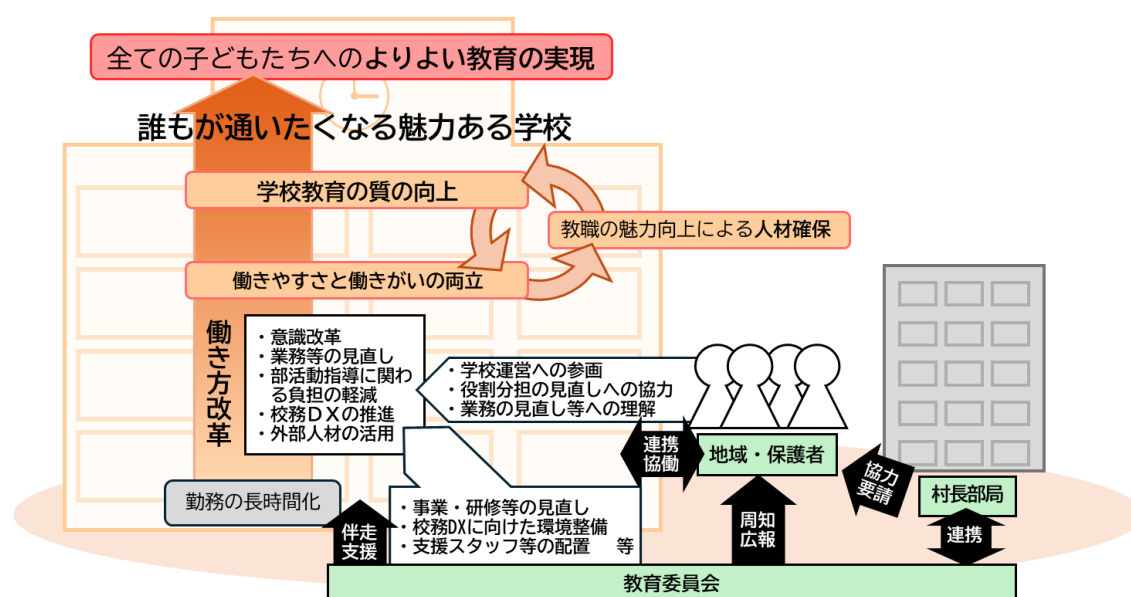
目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育現場においては業務の複雑化・多様化が進み、教育職員の業務負担や健康への影響が深刻な課題となっている。こうした状況の中で、教育職員が心身の健康を保ちながら、専門性を発揮し、児童生徒への教育に生き生きと専念できる環境を整えることは、学校教育の質を向上させ、学校を誰もが通いたくなる魅力的な場所にするとともに、「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現につながる。



西粟倉村の教育振興基本計画では「生きるを楽しみ、百年の森林とともに未来をつくる」という教育理念のもと、地域に根差した温かく持続可能な教育環境づくりをすすめている。

この目標を達成するために、本計画では文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」に基づき、教育職員の業務を体系的に整理し、業務量の適正化と役割分担を推進し、教育職員ひとり一人の働きがいと健康を支えるとともに、子どもたちの学びの質を高め、地域とともに未来を育む西粟倉村の教育の持続的な発展に資するものである。

(2) 本村の現状

○本村では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「西粟倉立学校の教育職員の業務量の適切な管理に

関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均	月４５時間を 上回る割合	月８０時間を 上回る割合
小学校	月４９.４時間	６７.４％	５.５％
中学校	月２９.８時間	２２.９％	０％

○時間外在校等時間が４５時間を超える割合が小学校で６７.４％、中学校で２２.９％と多くなっている。年度始めの業務や行事の準備などの業務の負担感が大きくなっている。また、特定の人に業務が集中している実態もある。余裕を持った教育課程の編成、行事の精選や内容の見直し、業務の平準化等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○管理職、特に教頭の業務量が多くなっている。管理業務の精選と校務分掌の機能強化を図る必要がある。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・ １箇月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％にする
- ・ １年間にける１箇月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を１５日以上にする【１１日】

（令和６年度数値）

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 15%まで減少させる【16.1%】（令和7年度数値）
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を（全国平均を100として）100以下とする【84】（令和7年度数値）
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登校時間の見直し（「3分類」①関係）

- ・各校の実態を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・朝の時間の子どもの見守り支援員の配置の検討。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費は令和3年度より、学級費等の学校徴収金についても令和7年度より、公会計化を実施しており継続する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の連絡調整等は地域学校協働活動推進員として教育コーディネーターが学校と地域をつなげ、教育活動を推進し、体制を継続させ、より発展させる。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・教育委員会において苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、本村の顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整備しており、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を維持・向上させていく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することや教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答する等、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校に対して回答を依頼し、又は教師通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の縮減に努める。

◇部活動（「３分類」⑬関係）

- ・令和９年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・令和８年度中に、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教師業務アシスタントの配置と活用の向上を図る。
- ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を５０％とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議を少なくとも年１回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・余裕時数を18時間程度(6時間×3日間)に設定するよう助言する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、会議や児童・生徒情報などの校務の効率化を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についてカウンセリングを月1回以上実施し、充実させる。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和9年度中に、学校における定時退庁日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校運営協議会と連携し、地域ボランティアの確保・充実について取組を進める。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤管理システム（ミライム）で把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

参考資料

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進